静岡市自転車競走実施条例の一部改正について

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

静岡市自転車競走実施条例(平成15年静岡市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「(以下「競輪場」という。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、静岡競輪場以外の法第4条の規定により 設置された競輪場(以下「他の競輪場」という。)において開催することができる。

第3条第2項中「競輪場」を「静岡競輪場(以下「競輪場」という。)」に改める。 第4条を次のように改める。

(入場料)

- 第4条 競輪場の入場者から徴収する入場料は、無料とする。ただし、市長が別に定める場合にあっては、2,000円以内で市長が定める額を徴収するものとする。
- 2 前条第1項ただし書の規定により他の競輪場において競輪を開催する場合における入場料の額は、市長が定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。